

令和元年10月1日から

## 消費税率の引上げに伴い、 夜間照明施設使用料を改定します

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるため、夜間照明施設の使用料を改定いたします。

みなさまのご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ○改定後の使用料は？

【宗岡第四小学校】  
(校庭) 1,030円 ⇒ 1,050円 (改定後)

【宗岡中学校】  
(校庭) 1,540円 ⇒ 1,570円 (改定後)  
(テニスコート) 510円 ⇒ 520円 (改定後)

※1時間あたりの料金です。

### ○いつから改定するの？

令和元年10月1日から改定となります。

※ただし、9月30日までに利用許可を受けお支払いいただく場合は、改定前の金額となります。

詳しくは、教育委員会生涯学習課へお問い合わせください。

志木市教育委員会生涯学習課 048-473-1111